

長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、認知症の方やその家族を含めた包括的な支援・権利擁護及び地域包括支援センターの業務負担軽減を図るため、地域包括支援センターへのICT等の導入及び、多様な世代の家族介護者や地域住民がアクセスしやすい環境の整備に係る経費に対し、予算の範囲内において長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、地域包括支援センターとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画の検証のためのデータ連携や総合相談支援、その他地域包括支援センターの業務負担軽減やアクセスしやすい環境構築に資するICT等導入事業とする。

(補助対象経費)

第4条 地域包括支援センターにおけるICT等導入事業の実施に必要な委託料、使用料及び賃借料、通信費、備品購入費、負担金とする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。ただし、限度額は予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市地域包括支援センターにおけ

るICT等導入事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業に要する経費の配分若しくは事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃棄する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、市長の定める期日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除額を市に返還しなければならない。
- (9) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行う。
- (10) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を求める。
- (11) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
- (12) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

(補助事業の遂行)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この規則に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金変更承認申請書(別紙様式第5号)に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金変更承認書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第10条 補助事業者は、事業の完了後、長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金事業終了報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、補助事業完了後、1か月以内又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(別記様式第2号)

(2) 収支決算書(別記様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金確定通知書(別記様式第8号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出するものとする。

(交付取消等)

第13条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交

付決定若しくは確定を取消し、又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の取消を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(延滞金)

第15条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、長岡京市補助金等交付規則第15条の規定を適用するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(別記様式第10号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日より施行する。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所

団体名

代表者名

長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付申請書

長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金の交付を受けたいので、
長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付要綱第 6 条の規定に
より、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1	事業の名称	
2	事業の目的	
3	事業の概要	
4	事業実施時期	
5	事業実施場所	

別記様式第 3 号（第 6 条、第 1 0 条関係）

収支予算書
(収支決算書)

収入
(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説明
市補助金			
計			

支出

科目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

第 号
年 月 日

団体名

代表者 様

長岡京市長 印

長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業名 長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業
- 2 補助見込額 金 円
- 3 補助条件
 - （1） 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
 - （2） 事業に要する経費の配分若しくは事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
 - （3） 事業を中止し、又は廃棄する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
 - （4） 事業が予定の期間に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、

速やかに市長の承認を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効果の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、市長の定める期日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除額を市に返還しなければならない。
- (9) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行う。
- (10) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を求める。
- (11) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を 5 年間保管すること。
- (12) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市地域包括支援センターにおける ICT 等導入事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

別記様式第 5 号(第 9 条関係)

年 月 日

長岡京市長様

住所

団体名

代表者名

長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金変更承認申請書

長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付要綱第 9 条の規定により事業計画の変更をしたいので下記のとおり申請します。

記

交付決定額 金 円

変更申請額 金 円

※ 添付書類

(1) 変更後事業実施計画書

(2) 変更後事業に係る収支予算書

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

長岡京市長 印

長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金変更承認書

年 月 日付で申請のあった事業計画変更について長岡京地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更交付決定額 | 金 | 円 |

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長様

住所
団体名
代表者名

長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

別記様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名

代表者様

長岡京市長 印

長岡京市地域包括支援センターにおけるICT等導入支援事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした標記の補助金について、長岡京市
地域包括支援センターにおけるICT等導入事業補助金交付要綱第11条の規定により、
下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第 9 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

長岡京市長様

団体名

住所

代表者名

長岡京市地域包括支援センターにおける ICT等導入事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、
長岡京市地域包括支援センターにおける ICT等導入事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定
により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

別記様式第10号（第16条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団体名

住所

代表者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付で交付決定の通知があった長岡京市地域包括支援センター
におけるICT等導入事業補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告す
る。

記

1 補助金の確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。